

【保育支援システム導入業務 仕様書】

1 基本事項

(1) 概要

保育所等 I C Tシステムにより、在籍児の登所・降所の管理、アプリによる保護者との連絡、保育に関する計画・記録の作成等をインターネットアプリ上で行う。

(2) 目的

北本市立保育所及び児童発達支援センター（以下「保育所等」という）における I C T化を進進することにより、保護者と職員間のやり取りをインターネットアプリ上で行い、保護者の利便性向上と保育士の業務の効率化を図り、子どもたちに良質な保育サービスを提供することを目的とする。

(3) 契約期間等

契約締結日から令和 6 年 1 2 月 2 0 日までとする。

(4) 支払い

本システムの構築完了後、受託者が業務完了報告書を提出し、検査完了後の請求をもって 3 0 日以内に指定された口座へ委託料を支払う。

(5) 履行場所

北本市役所

(6) 業務内容

システム導入業務（システム納品・初期設定支援）

(7) 留意事項

ア 受託者は、本仕様書及び提供された情報等について、他者への情報漏えい等が起こることのないよう、必要な措置を講ずること。

イ 受託者は、本市が提供する資料等については、許可なく複写及び第三者への提供はしないこと。

ウ システムの運用開始日は令和 6 年 1 1 月 1 日とする。なお、「4 製品保証サポートパック要件」に記載したサポートを含む「2 システムパック要件」に係るシステムの利用期間は令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

エ システムの運用開始日から起算して 1 年以内に、導入されたシステムに本仕様書の内容に適合しない状態（契約不適合）が確認された場合、発注者及び受託者双方で協議の上、受託者の責任において無償で修復等の作業を行うこと。

オ 受託者は、本市の情報セキュリティポリシーを遵守すること。

カ 本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

2 システムバック要件

(1) 概要

- ア 当システム専用の保護者向けスマートフォンアプリを提供すること。保護者アプリはプッシュ通知が可能であること。
- イ 職員用システム及び保護者アプリにて利用する機能は、いずれも提案時点で 3 年以上の運用実績があること。
- ウ 定期的にバージョンアップ（機能拡張）を図ること。
- エ クラウドサービスの形態で提供すること。
- オ 他システムとの API 連携実績があること。
- カ 個人情報とは運用時の利用端末側に保持せず、クラウド側にて保持すること。ただし、システムが帳票類等を利用端末にダウンロードした場合はこの限りではない。

(2) 機器類

- ア 保護者の打刻用端末は、本市で別途調達するタブレット端末の利用を想定すること。
調達予定の機器は以下のとおりとする。
【iPad 第 10 世代 Wifi + Cellular モデル 容量 64 GB】
- イ 各機器からシステムを利用するに当たっては、特定のソフトウェアを利用せず、Web ブラウザによる利用とすること。

(3) ネットワーク

- ア 保育所及び保育課で利用する機能は、LGWAN 系で利用することを想定し、情報政策主管部署の所管するネットワークセキュリティ機器及びインターネット回線を経由し、ローカルブレイクアウトして一般のインターネット回線へと接続することで利用できる構成とする必要があることから、安定稼働及びセキュリティリスクの軽減を目的として、以下に対し協力を行うこと。
 - (ア) 本システムの要件として定める機能を利用するにあたって必要な接続先（FQDN 等）についての情報提供
 - (イ) 接続することで情報漏えい等のリスクが想定される接続先の特定（例：google.com 等）
 - (ウ) 機能更新等により接続先（FQDN 等）が追加又は変更になった場合の事前情報提供
- イ 上記の機能は、20Mbps 程度の通信速度（実測値）で安定して動作すること。
- ウ 保護者向けスマートフォンアプリは、インターネットを経由して利用できること。
- エ システム接続にあたっての回線整備、ネットワーク機器・無線アクセスポイント端末等の設置・設定業務は、本業務には含まないものとする。

(4) 機能要件

別紙「機能要件」の機能を他のシステムと連携することなくワンストップで提供できること。

(5) 帳票要件

ア 指導計画・保育日誌等の帳票は北本市の様式をシステム上で再現すること。なお、「システム上での再現が難しい帳票」や「システム上で再現することにより帳票作成の利便性が低下する 可能性が高い帳票」がある場合には、本市と別途協議の上、再現の要否を決定するものとする。

イ 再現に必要な費用は、初期費用に含めるものとし、運用開始後、様式に変更があった際は追加の費用なく本市で変更できること。

(6) その他

ア ユーザ ID 及びパスワードによりシステム認証管理ができること。また、職員ごとに詳細な権限（閲覧権限／更新権限）の設定が可能で、権限に合わせて画面やメニューの表示、データの取扱いが制御されること。

イ 特定の権限を有する保育課専用の特権アカウントを利用し、保育所等をまたいだ統合的な管理ができること。

ウ 導入後に接続端末数・職員数の増減があった場合でも、追加のシステム利用料が発生しないこと。

エ システム機能の強化(追加・修正等)については、追加の費用なく提供すること。

3 システム導入

(1) セットアップ・導入フォロー

ア 運用を開始するに当たり、当市で実施する設定作業の支援を適宜行うこと。

イ 契約後、1 週間以内にシステム導入会議を実施すること。システム導入会議では、運用開始までの詳細スケジュール及び初期設定内容を提案し、当市の承諾を得ること。

ウ 導入担当者を設け、全体の利用状況をシステム上で随時確認し、当市の要求があった場合は機能別の利用状況一覧を電子データで開示すること。また、作業が停滞している保育所等へのフォローなど導入サポートを適宜行うこと。

エ 導入担当者は、20 以上の地方公共団体への保育 ICT システム導入プロジェクト担当経験に有者を充てること。

オ オンラインで各機能別の活用セミナーを定期的を開催し、効果的な活用方法や他の事例を共有すること。また、本契約で対象とする機能毎のセミナー動画や補助資料を適宜提供すること。なお、これらの実施費用は本事業の費用に含めるものとする。

(2) 操作マニュアル

ア 運用開始 1 ヶ月前までに操作マニュアルを提供すること。

イ 運用開始までに操作研修 1 回実施すること。

ウ 操作研修の動画等を録画できるようにすること。

エ 操作マニュアルは、職員の利便性を考慮し、オンラインマニュアル（Web マニュアル）として提供すること。また、マニュアルのキーワード検索に対応すること。

オ 操作マニュアルは極力専門用語を用いず、ICT 知識の乏しい者にも理解しやすい平易な記述とし、実際の画面キャプチャー及び操作デモ動画を用いて分かりやすく説明すること。

カ 機能の修正などがあった場合には、操作マニュアルの該当部分を速やかに更新すること。

4 製品保証サポートパック要件

(1) 運用時間

通年 24 時間とする。ただし、システム整備等のため運用停止が必要となる場合には、事前に本市へ申し入れること。

(2) ヘルプデスク

ア 保育所等及び保育課からの問い合わせに対応する事業者向けヘルプデスクを設置すること。

イ 事業者向けヘルプデスクは固定電話及び携帯電話からの問い合わせを可能とし、オペレーターが対応すること。また電子メール等による問い合わせにも対応すること。

ウ 固定電話及び携帯電話からの問い合わせは、平日 9:00～18:00 の時間帯で受付すること。

エ 電子メール等による問い合わせは、24 時間受付すること。

オ 保護者からの問い合わせに対応する保護者向けヘルプデスクを設置すること。

カ 保護者向けヘルプデスクは電子メール等による問い合わせを可能とし、24 時間受付とすること。

キ システムの緊急対応によるシステムの停止がある時は、事業者から保護者に対して周知すること

ク ヘルプデスクには、保育士資格及び 1 年以上の保育現場での勤務経験を有する者を複数名以上配置すること。

(3) セキュリティ対策

ア IDS（侵入検知システム）・IPS（不正侵入防止システム）・WAF（Web Application Firewall）等を導入し、不正アクセス・侵入対策を適切に実施すること。

イ システム内で利用するデータは、データベース上で暗号化を行い保護すること。

ウ システムの脆弱性診断を月 1 回に実施すること。

エ 利用するウイルス対策ソフト については、エンジン及びパターンファイルを適宜最新化するほか、システムで利用する各種ソフトウェアのセキュリティ脆弱性対策として、適宜パッチファイルの適用を実施すること。

オ システム内のサーバ、ネットワーク機器、ストレージ等に対して、24 時間 365 日の死活監視を実施すること。

カ データセンターは日本データセンター協会（JDCC）のデータセンターファシリティスタンダード

におけるティア 3 相当の基準を満たすこと。

キ 暗号化は TLS1.2 に対応すること。

ク 保育所等及び保育課が使用する静的 IP アドレスによるシステムへのアクセス制御を行えること。なお、当該 IP アドレスは複数指定できること。

ケ 静的 IP アドレスによるアクセス制御は、緊急時の連絡を想定し、特定のアカウントのみ制限の対象外とできること。

コ 情報セキュリティについて専門的に調査・対応を行う CSIRT を設置すること。

サ 受託者は ISO/IEC27001:2013 (ISMS) の認証を取得していること。

シ システムは ISO/IEC27017 の認証を取得していること。

(4) 障害対応

ア 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。

イ 障害が発生した場合には速やかに本市に報告し、早期復旧を図ること。

ウ 管理するデータが消失しないようバックアップデータを 1 日複数回保存し世代管理を行うこと。必要であればバックアップデータからの復旧作業を行うこと。

(5) システム整備

ア システムのバージョンアップ(機能改善、バグ対応等)を適宜実施すること。

イ 各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

(6) アクセス監視

アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに本市に報告し、必要であればアクセスログの開示をすること。